

(公印省略)

2 筑高支第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日

市内地域包括支援センター
市内居宅介護支援事業者
市内小規模多機能型居宅介護支援事業所
管理者 殿

筑紫野市長 藤田 陽三
(健康福祉部 高齢者支援課)

新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための 居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）

標記の件について、福岡県内の新型コロナウイルス感染者の発生動向を踏まえ、感染予防・拡大防止の対応のため、特例的に下記のとおり取扱いを実施します。

なお、本取扱いの実施に伴い「入院（入居）先の面談制限により面談やサービス担当者会議ができない場合の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 25 日付 31 筑高支第 1080 号）の取扱いは令和 2 年 3 月 31 日をもって終了いたします。

また、本取扱いにおいても、今後の状況の変化に伴い変更や終了する場合は改めて通知することといたします。

記

1 基本方針

ケアマネジャー等が媒介となる感染を予防するため、利用者やその家族等及び他事業所職員と対面して行う業務のうち、下記の①、②以外については、代替措置を講じることを原則とする。

- ① 利用者へのサービス提供
- ② 虐待案件など利用者の生活・生命維持に不可欠なもの

2 具体的取扱い

(1) 利用者やその家族等及び他事業所職員などと直接対面して行う業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリングについては、代替措置として電話・FAX・メール等を活用し、照会や聞き取りで行うことを原則とする。また、利用者やその家族への説明・同意などについても電話などで行うことを可とし、書面での署名・捺印が必要な場合は、郵送等の手段で対応するものとする。

- (2) 本取扱いを実施する場合においては、利用者及び家族等との連絡や他事業所のサービス担当者等との連携を緊密に図ることにより、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を記録しておくこと。
- (3) 新規利用者については、当該利用者やその家族、これまで関わっていた事業者、主治医などからの情報収集でアセスメントに変えられる場合は代替措置での実施でも可と考える。直接対面して行う必要がある場合は、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施すること。
なお、代替措置で行った場合は、臨時的取扱いの終了後において、利用者やその家族等と直接面談し、アセスメントが適切なものであるかの検証を行うこと。
- (4) 従業者や利用者に新型コロナウイルス感染症の検査対象となる方が発生した場合、陰性・陽性の検査結果判明前であっても、至急、下記担当まで連絡をすることを願います。

3 留意事項

- (1) 利用者やその家族等及び他事業所職員などと直接対面して行う面談や会議を行うこととされている業務については、本取扱いを実施し、適切に記録を残している場合は減算や指導の対象とせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱う。しかし、加算の要件として義務づけられている事業所内部の研修や会議については、本取扱いの対象としない。
- (3) 本取扱いは筑紫野市の被保険者を対象とするが、事業所の所在地や利用者の居宅が筑紫野市以外の場合で、所在地の保険者から別に通知が発出されている場合は、その内容に応じた取扱いも可能とする。

以上

【連絡・問い合わせ先】

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当

TEL 092-923-1111 (内線 453)

FAX 092-920-1786

※令和2年4月1日より指定指導担当が新設されました